お客様へのお願い
本製品の梱包を解かれる前に必ずお読み下さい。

このたびは、弊社 NEC SecureBranch 製品をお求めいただき、まことにありがとうございます。弊社では、お客様が購入されたこの製品（以下「本製品」といいます。）でご利用いただけるソフトウェアのお客様によるご使用およびお客様へのアフターサービスについて、下記のソフトウェア使用条件を設けさせていただいております。本使用条件を充分にお読みください。本使用条件にご同意いただけない場合には、本製品の梱包を解かれずに本製品を弊社にご返却くだされば、代金をお返しいたします。本製品の梱包を解かれた場合には、本使用条件にご同意いただいたものといたします。本使用条件は本製品の使用許諾についての証明ですので、これを大切に保管して下さい。

ソフトウェアのご使用条件（SecureBranch AccessManager 用）

許諾ソフトウェア名
SecureBranch AccessManager

日本電気株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本使用条件とともにご提供するソフトウェア（以下「許諾ソフトウェア」といいます。）を、日本国内で使用する権利を下記条項に基づきお客様に許諾し、お客様も下記条項にご同意いただくものとします。

1. 期間

(1) 本使用条件は、お客様が本製品の梱包を解かれた時に発効します。

(2) お客様は、1ヶ月以上事前に、弊社宛（弊社の宛先は「基本サポートサービスに関するお知らせ」に記載された宛先とします。）書面により通知することにより、いつにても本使用条件により許諾される許諾ソフトウェアの使用権を終了させることができます。

(3) 弊社は、お客様が本使用条件のいずれかの条項に違反されたときは、いつにても本書により許諾されるお客様の権利を終了させることができます。

(4) お客様は、第7条第2項に定める場合を除き、本書により許諾されたお客様の権利の終了後直ちに許諾ソフトウェアおよびそのすべての複製物ならびに本製品に同梱されたマニュアル等の書面を破棄するものとします。

2. 使用権

(1) お客様は、前項に定める条件に従い日本国内においてのみ、許諾ソフトウェアを使用することができます。

3. 許諾ソフトウェアの複製、改変および結合

(1) お客様は、前条に定める範囲内で許諾ソフトウェアを複製することができます。

(2) お客様は、許諾ソフトウェアの滅失、毀損等に備える目的で、本製品に添付された許諾ソフトウェアの複製物を取り扱うものとします。

(3) お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き、許諾ソフトウェアの使用、改変、結合またはその他の処分をすることはできません。

(4) お客様は、いかなる場合であっても許諾ソフトウェアとともに提供された関連資料（マニュアルは除く）を複製することはできません。

(5) 本使用条件は、許諾ソフトウェアに関する知的財産権をお客様に移転するものではありません。

4. 許諾ソフトウェアの移転等

お客様は、許諾ソフトウェアまたはその使用権の第三者に対する再使用許諾、譲渡、移転、またはその他の処分をすることはできません。

5. 逆コンパイル等

お客様は、許諾ソフトウェアをリバース・エンジニア、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

6. 保証の制限

(1) 弊社は、許諾ソフトウェアに関していかなる保証も行いません。許諾ソフトウェアに関し発生する問題はお客様の責任および費用負担をもって処理されるものとします。

(2) 許諾ソフトウェアの媒体に物理的欠陥（ただし、許諾ソフトウェアの使用に支障をきたすものに限ります。）があった場合において、お客様が許諾ソフトウェアをお受け取りになった日から14日以内に、かかる日付を記した領収書（またはその写し）を添えて、弊社に許諾ソフトウェアを返却されたときには、弊社は当該許諾ソフトウェアを無償で交換するものとし（ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限ります。）、これをもって許諾ソフトウェアに関する弊社の唯一の保証とします。

7. 責任の制限

弊社の責任およびお客様の救済手段は、次の各項に定めたとおりとします。

(1) 弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。お客様の目的に許諾ソフトウェアが合致しているか否か、またその使用および使用の結果につきましても、弊社は責任を負いません。また、弊社が損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払いになった本製品の代金相当額を以てその上限とします。

(2) もし弊社が物理的欠陥のある許諾ソフトウェアを前条第2項の規定に基づき交換できない場合は、お客様は本使用条件により許諾された使用権を終了させることができるものとします。弊社は、かかる場合における弊社の唯一の責任として、本製品と引き換えに、お客様が実際にお支払いになった本製品の代金をお客様に返還するものとします。

8. その他

(1) お客様は、いかなる方法によっても本製品およびその複製物を日本国から輸出してはなりません。

(2) 本使用条件にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として解決するものとします。

SecureBranchシリーズに関するお問い合わせについては、基本サポートサービスのご購入後に弊社がお客様にお送りする「基本サポートサービスに関するお知らせ」をご覧ください。

853-810636-075-A

810636075A

SecureRedirector モデルをお使いの方へ

このたびは、弊社のソフトウェアをお求めいただき、誠にありがとうございます。添付品が揃っているかどうか、このチェックリストを見ながら確認してください。万一、添付品が足りない場合や破損していた場合は、すぐに購入元にご連絡ください。

◆添付品の確認

□ソフトウェアのご使用条件(SecureBranch AccessManager用) / SecureRedirectorモデルをお使いの方へ (本紙です)
□SecureRedirector CD-ROM / SecureBranch AccessManager CD-ROM (1枚)

◆適用されるご使用条件

(1) SecureRedirector
本機添付の「ソフトウェア使用条件適用一覧/添付ソフトウェアサポート窓口一覧」をご覧ください。

(2) SecureBranch AccessManager
本紙の裏面がご使用条件になります。

◆インストール方法

(1) SecureRedirector
「SecureRedirector CD-ROM / SecureBranch AccessManager CD-ROM」の¥REDIRECT¥manual¥SecureRedirectorマニュアル.pdf をご覧ください。
(上記マニュアルを参照するには、「Adobe Reader」が必要です。SecureRedirector のインストールを行う前に、「Adobe Reader」をインストールしてください)

(2) SecureBranch AccessManager

SecureBranch AccessManagerはMate / Mate Jでは使用できません。

SecureBranch AccessManagerのご利用にあたっては、別売の「モバイルイントラネットVPNアプライアンス UNIVERGE SecureBranch」の購入が必要です。
インストール方法については、「モバイルイントラネットVPNアプライアンス UNIVERGE SecureBranch」に格納されている「AccessManager インストールガイド」をご覧ください。

◆お問い合わせ先

(1) SecureRedirector
本機添付の「ソフトウェア使用条件適用一覧/添付ソフトウェアサポート窓口一覧」をご覧になり、NEC 121コンタクトセンターまでお問い合わせください。

(2) SecureBranch AccessManager
担当営業、またはUNIVERGEソリューション推進本部(sbranch@nws.jp.nec.com)までお問い合わせください。